

日本における税理士を取り巻く AI の現状について

1. AI 導入に伴う法制度・ガイドラインの整備について

日本では、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（2025年6月4日公布）が制定されており、AI 基本計画の策定などを明示している。また、生成 AI を含む AI 一般の運用は、政府横断の基準文書である「AI 事業者ガイドライン（第1.1版）」〔総務省・経済産業省、2025年3月28日改訂〕がある。

このガイドライン以外の既存法・所管指針としては、プライバシー面では個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（2023年6月2日）や著作権面では文化庁「AI と著作権に関する考え方について」（2024年3月15日）があり、行政分野の運用では、デジタル庁「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」（2025年5月27日）がある。

一方、税理士法自体については、現時点では AI そのものを直接規律する改正はないものの、2022年にデジタル活用の基本姿勢として「税理士法第2条3」が新設され、納税者利便の向上と業務改善を後押しする条文が置かれている。

税理士法（抜粋）

（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）

第2条の3 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の

事務における電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進捗を図るよう努めるものとする。

2. 税務士・納税者・税務当局における AI システムの導入状況について

1) 税務当局

国税庁は、あらゆる手続が税務署に行かずにつきできる社会を目指して、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大など申告・申請等の手続の簡便化や、デジタルを活用した検索性の向上・相談の高度化等に取り組んでいる。

2026年からAIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいる。

【直近のオンライン利用率】

2024年度速報	
法人税申告	67.7%
所得税申告	74.1%

相続税申告	50.3%
キャッシュレス納付	45.3%

キャッシングやクレジットカード等により納付することをいう。

2) 税理士会

2022年の税理士法改正により税理士及び税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的な利用等を通じて、納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとして、法2条の3が新設された。

近畿税理士会では、情報システム部を中心に税理士会員がデジタル化に対応できるよう、業務デジタル化相談事業や研修会などを開催している。

日本税理士会連合会では、A I等のテクノロジーの進化が税理士の業務に及ぼす影響について、国立研究開発法人理化学研究所と共同研究を進めている。